

指定給水装置工事事業者の指定事項変更届出書等について

1 指定事項を変更したとき

次の事項に変更があったときは、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」に次の添付書類を添えて届出をしてください。

変更項目	法人の場合	個人の場合
氏名又は名称	登記事項証明書 定款又は寄付行為の写し 指定証	住民票又は外国人登録証明書 指定証
住 所	登記事項証明書 定款又は寄付行為の写し 事務所の位置図 指定証	住民票又は外国人登録証明書 事務所の位置図 指定証
代 表 者	登録事項証明書 定款又は寄付行為の写し 誓約書 指定証	住民票又は外国人登録証明書 誓約書 指定証
役 員	登記事項証明書 誓約書	
備考 登記事項証明書は写しでも可。 提出期限は、変更のあった日から30日以内		

2 指定給水装置工事事業を廃止、休止、再開したとき

「指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書」を提出してください。

なお、廃止及び休止の届出の際は、指定証を返納してください。

※提出期限 廃止又は休止した日から30日以内、再開した日から10日以内

3 給水装置工事主任技術者の選任、又は解任をしたとき

「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」を提出してください。

選任の届出の場合は「厚生労働大臣認定の免状」と「主任技術者証(免許証タイプ)」を添付してください。

なお、既に選任している主任技術者の氏名又は交付を受けた免状の交付番号が変わる際も変更届出書の提出をお願いします。

※提出期限

選任した主任技術者が欠けたとき・・・当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任して届出をする。

上記以外のとき(入社・退社等)・・・速やかに提出